

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育） ～わくわく!はまタイム～のご案内 【令和7年4月版】

●横浜市私立幼稚園等預かり保育事業とは？

私立幼稚園等預かり保育事業（以下、「市型預かり保育」といいます。）は、横浜市が預かり保育の実施を認定した幼稚園・認定こども園が実施する事業です。

横浜市にお住まいの園児の保護者の方が就労や病気などで、園の正規教育時間の前後に家庭で保育ができない場合に、利用することができます。

市型預かり保育は、令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」の対象事業です。

国の定めた預かり保育における無償化の対象は、保育所入所と同等の保育の必要性の認定を受けたお子さん（施設等利用給付認定2号・3号）です。そのため、市型預かり保育の対象となるのは、施設等利用給付認定2号・3号を受けた園児です。加えて、横浜市では国の無償化対象とはならない園児についても市独自助成により、無償化の対象とします。（満3歳児市民税課税世帯は無償化対象外）

また、市型預かり保育の無償化は、実施園が無償化給付（※¹）を受領し、保護者からは利用料を徴収しない「代理受領」にて実施します。

※¹：幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援法に規定された、施設等利用費を支給する「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

市型預かり保育は、「保育の必要性」がある場合に、ご利用いただく事業です。

利用にあたっては、雇用の状況等の「保育の必要な時間帯」での利用となります。

保育の安全性の観点から、保育者が確保できない場合には、利用をお待ちいただくこともありますので、新規利用の場合は、早めに園にご相談ください。

●保育時間は？

開設時間は原則

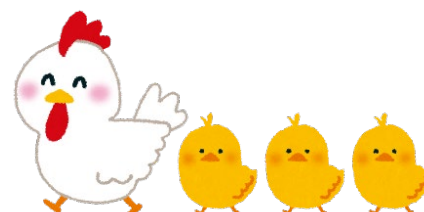
- ①【月～金】午前7時30分から午後6時30分（園の正規教育時間を含む。）
- ②【土】午前7時30分から午後3時30分（「平日型」は土曜休園。）
- ③【長期休業日】夏休み、冬休み、春休みも実施します。

対象年齢	7：30～9：00	9：00～14：00	14：00～18：30	18：30以降※ ²
満3～5歳児	預かり保育	園の正規教育時間	預かり保育	延長保育

※² 延長保育の実施については、園へご確認ください。

なお、時間、料金等については各園へお問い合わせください。

- ・休園日は原則として日曜、祝日、休日、及び12月29日～1月3日
- ・平日型認定の園では土曜日は休園です。また、夏休み期間中も最大5日間休園します。
- ・園により正規教育時間が異なる場合があります。



●利用料金は？

【保護者負担】

満3歳児市民税非課税世帯、3～5歳児：0円【無償化対象】

満3歳児市民税課税世帯：0～9,000円

※ 詳細は、各園に直接ご連絡ください。

※ 正規教育時間にかかる保育料は、別途必要です。【無償化対象】

※ 延長保育は一部の園で実施されます。(無償化対象外です。)

時間、料金等については各園へお問い合わせください。



●預かり保育を利用できるのはどんなとき？

市型預かり保育を実施する園に通い、横浜市から給付認定（1号）を受けたお子さんが次に示すような状況により保育を必要とする場合に、利用することができます。

保護者の状況
会社や自宅を問わず、月48時間以上働いているとき
妊娠中の体調不良、出産の準備や出産後の休養が必要なとき
病気・けがや障害のため保育を必要なとき
病人や障害者、要介護者を月48時間以上介護しているとき
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
仕事を探しているとき(求職中)
大学や職業訓練校などに月48時間以上通っているとき
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき

※保護者のいずれかが育児休業中の場合は、利用できません。

※お子さんの年齢及び保護者の状況に応じて、施設等利用給付認定2号・3号を受ける必要があります。詳細は利用案内・ウェブサイト等でご確認ください。

●利用したいときはどうすればいい？

園へ利用を希望する旨を伝え、利用開始についてお早目に相談をお願いします。

利用するには、「就労（予定）証明書」等で市型預かり保育の利用要件を満たすことを証明する書類が必要となります。

（区役所と園の両方に提出を求められる場合もありますので、あらかじめコピーをお願いします。）

●横浜市のウェブサイトでも、市型預かり保育の事業内容を紹介しています。

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業

検索



<問合せ先>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

電話：045-671-2085 F A X：045-664-5479